

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19330003

研究課題名(和文) 中国における民間セクターをめぐる法と政治

研究課題名(英文) Law and Politics in China's Private Sector

研究代表者

鈴木 賢 (SUZUKI KEN)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80226505

研究成果の概要(和文)：2009年段階で正式に登録された社会組織は43万1069団体(うち社会団体23万7847、民営非企業事業体19万479、基金会1843)に上るが、これを遙かに上回る未登記の団体が闇で活動しており、不安定な法的状態にある。設立に当たっての業務主管部門での設立許可と民政部门における登記という二重の管理体制を取ることで、法人格取得へのハードルを高くしていることがその背景にある。結社については「許されていないことは、禁止される」というのが実態であり、憲法の結社の自由規定とは裏腹に「結社禁止」が原則となっている。目下、社会団体制法の整備に向けて議論が続いているが、いかに社会団体の活性化を図りつつ、他方でその反体制化を避けるべく上からの政治的統制も緩めないという二律背反を具体的な制度に表現するかは容易な課題ではない。厳しい法制環境、共産党組織による統制のなかでもすでに民間団体は、市場経済化のなかで多元化しつつある利益の調整機能、社会の自律調整機能、行政には困難なサービス提供機能、ある種の政治的「参加」機能、社会的公益機能を果たすことによって、政治の民主化を欠く中国で一種の緊張放散的效果をもたらしている。

研究成果の概要(英文)：Up to 2009, the number of formally registered social organizations has reached 431,069 (including 237,847 social groups, 190,479 private non-enterprise units, and 1843 foundations). However, there are far more unregistered organizations with precarious legal status that are active in the dark. The background of this issue is that during establishment, the permit procedures carried out by the competent authorities and the registrations made by the civil affairs departments have formed a dual administrative system, by which the hurdle of registration has been raised. About the freedom of association, the actual situation is that the principle that 'everything which is not allowed is forbidden' has been applied, and 'prohibition of association' which is contrary to the provisions of the constitution has become a principle. Currently, the debate about the legislation of social organizations is being carried on. However, how to invigorate social organizations, while maintaining a tight political control in order to prevent them from causing dissent, is a self-contradictory question that cannot be easily answered by a concrete system. In a bad legal environment, and under the rule of the Communist Party, social organizations have achieved the function of adjustment of interests which have become more and more pluralistic in Market Economy, the function of social self-adjustment, the function of service delivery which is difficult for the administration, the function of (some sort of) 'political participation', as well as the function of public welfare, and thus have some kind of effects on tension relief in China, which lacks political democracy.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2008年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2009年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
年度			
年度			
総計	10,900,000	3,270,000	14,170,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：民間組織、民間セクター、NPO、NGO、社会团体、市民社会、結社の自由、民主化

## 1. 研究開始当初の背景

中国では市場化された経済システムと共産党による強権的な一党支配体制を維持する政治システムの狭間に浸みだしている「社会」ともいえる第三の領域、すなわち民間社会組織（社会团体、基金会、民营非営利企業・事業体など）が興隆しつつあり、北京オリンピックや四川大地震などを契機として「志願者」といわれるボランティアの組織化も顕在化しつつあった。これらの団体は上からの動員という契機と下からの自主的な運動の盛り上がりという契機、党／政府系と民間、営利性と非営利性がアンビバレントに融合した錯綜状態にあった。

こうした社会組織について法的な側面から実情を明らかにし、現存する問題点を浮き彫りにすることは、中国におけるガバナンスの仕組みを解明し、その構造変動の行く末を展望する上でカギを握る研究の切り口になると考えられた。

## 2. 研究の目的

(1) 民間セクターの設立根拠となる法システム（とくに設立許可手続、登記手続、監督制度、年度査察、罰則、税制優遇、補助金などの支援制度）のパズルを組立て、現行法の特徴を明らかにすること。

(2) 民間セクター法制の運用実態、その元で実際にいかなる団体が組織され、いかなる活動を展開しているか、団体内部の運営実態、人事、財務基盤、行政との相互関係を明らかにすること。

(3) 中国の民間セクターをめぐる法と政治の特徴とそれらを規定する諸要因（政治、経済、文化など）、原理をめぐる対抗軸を析出させること。

(4) 民間セクター法制の選択肢、今後、それが社会変革に及ぼす可能性について展望を示すこと。

## 3. 研究の方法

### (1) 規範分析

民間セクターの規律に関連する法規の形

成プロセスと規定内容を整理し、規範レベルでいかなる制度が存在するか、その特徴および問題点がどこにあるかを分析する。とくに設立許可、登記手続、管理・統制・監督、人事制度、税制、補助金などに焦点を当てる。

### (2) 理論分析

民間セクターをめぐる法学、政治学、社会学など中国の研究者の研究成果を消化し、整理分類して、理論状況のマトリクスを描く。とりわけ、民間セクター法制をめぐるいかなる現状批判、改善に向けての構想が示されているかにポイントを置く。

### (3) 実態調査

北京、ハルビン、広州、深圳、香港を訪問し、活動中の民間組織で主催者へのヒヤリング調査、現地見聞を行った。また、清華大学 NGO 研究所（王名所長）や黒竜江大学（馬長山教授）、中山大学などを訪問し、NGO 研究者に対するインタビュー調査を行った。

### (4) ワークショップ開催

NGO 主催者（劉開明氏など）や研究者（陳衛東氏など）を日本に招聘して、研究会やワークショップを開催し、報告・討論を行って、中国における NGO についての研究状況について理解を深めた。

## 4. 研究成果

### (1) 民間セクター組織の実態

2009 年段階で正式に登録された社会組織は 43 万 1069 団体（うち社会团体 23 万 7847、民营非企業事業体 19 万 479、基金会 1843）に上るが、これを遙かに上回る未登記の団体が闇で活動しており、不安定な法的状態にある。また、相当数の民間団体が工商登記を経て、営利法人として存在していること、大学や公的機関の軒先を借りて（原語で掛靠という）その傘下の組織として活動している場合も多いことが分かった。正式な法的資格を獲得し、安定した活動基盤をもつことが中国の民間セクターにとってはまず解決すべき高いハードルとなっている。

### (2) 現行民間セクター法制の特徴

国务院の行政法規として社会团体登記管理条例（1998）、基金会管理条例（2004）、民

営非企業事業体管理暫定条例（1998）、民営非企業事業体登記暫定辦法（1999）、外国商会管理暫定条例（1989）などがあるだけで、目下のところ法律レベルで民間セクター規制が行われていない（関連する法律としては、公益事業寄付法 1999 が唯一）。これらの法令には以下のような共通する特徴がある。①設立に当たっての業務主管部門での設立許可と民政部門における登記という二重の管理体制を取ることで、登記へのハードルを高くしている。草の根の団体が主管部門を見つけるのは容易ではなく、登記できる団体の数にも制約があり、同一地域には同類の団体は一つしか登記できない。その結果、未登記の団体や別の登記を流用することが多く見られる。②法的資格が不明確であり、独立性の弱い行政に依存した性格が見られ、政府機能との分離も不十分である。民間団体の官民二重性（しかも官に偏る傾向）が多かれ少なかれ存在する。財政や人事についても自立性が乏しい。

### (3) 草の根 NGO の活動資金

民間的色彩の強い団体の活動資金は相当部分が海外からの資金援助に依存している。各種資金援助財団やアメリカ、カナダ、オーストラリア、スウェーデンなど欧米各国の駐中国公館（ないしその別動組織）が中国の良心的な団体に活動資金を提供している。日本では例外的に笹川財団がハンセン病患者の団体に長年資金供与をしているが、政府の ODA をはじめ、日本の公的、民間の資金はほとんど中国 NGO に関心を示していない。各団体はほとんど自力で活動資金を獲得する能力をもたず、極めて不安定な財務状態にある。

### (4) 共産党組織の浸透

民間団体でも専従職員に 3 名以上の党員がいる場合には、共産党の基層組織が設けられ、民間組織に対しても党の指導を実質化させる動きが見られる（中共中央「社会团体における党建活動強化に関する意見」2000 年 7 月 21 日）。2009 年で 4 万 6916 団体に党組織が設立され、主管部門の党組織からの「指導」も強化されつつある。

### (5) 非法民間組織の取締り

未登記のまま活動をする「任意団体」は「非法民間組織」として当局による取締り、財産没収の対象とされている（民政部「非法民間組織取締暫定辦法」2000 年）。正式に法的な登記をして初めて合法的団体とされるのであって、「許されていないことは、禁止される」というのが実態であり、憲法の結社の自由規定とは裏腹に「結社禁止」が原則となっている。

### (6) 社会団体制整備へ向けての議論

「先に設立を黙認し、後から制度化を図る」という中国における制度形成の典型的なパターンがこの領域でも妥当する。設立許可、登記といういわば「入り口」の管理だけが厳しく、設立後の財務、活動状況に対する管理監督が詳細に制度化されていない現行法制には根本的な欠陥があることが自覚され、活発な立法論が展開されている。しかし、果たしてどのような制度理念にもとづいて立法化するのか、社会団体の活性化を図りつつ、他方で反体制化を避けるべく政治的統制も緩めないという二律背反を具体的な制度に表現するのは容易ではない。これに適切な均衡点を見いだし、短期間で立法にこぎ着けることは困難と見られる。

### (7) 民間セクターが果たす役割

このように厳しい法制環境のなかでもすでに民間団体は、市場経済化のなかで多元化しつつある利益の調整機能、社会の自律調整機能、行政には困難なサービス提供機能、ある種の政治的「参加」機能、社会的公益機能を果たすことによって、政治の民主化を欠く中国で一種の緊張放散的効果をもたらしている。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 48 件）

1. 鈴木賢「後藤武秀『台湾法の歴史と思想』中国研究月報 64 巻 2 号、P.53-55、2010、査読無
2. 高見澤磨「社会転型中的法律変革 以日本為例」政法論壇 28 巻 1 号、P.168-173、2010、査読有
3. 鈴木賢「走到十字路口的日本法科大学院制度」法学家（中国人民大学）2009 年 6 期、P.31-37、2009、査読無
4. 高見澤磨「姜擘編著『旅順日俄監獄揭秘 近代遠東歴史沉重の一頁』（大連出版社、帝国主義侵略大連史叢書、2004 年 4 月）及び旅順日俄監獄について」東洋法制史研究会通信 17 号、P.7-8、2009、査読無
5. 崔光日「中国労働契約法制定の経緯と意義」社会体制と法 10 号、P.27-37、2009、査読無
6. 石井知章「中国の雇用情勢と社会的セーフティネット」世界の労働 59 巻 7 号、P.38-49、2009、査読無
7. 鈴木賢「裁判規範としての国家法と民間社会規範の緊張関係——中国法の特徴的構造」孝忠延夫・鈴木賢【編】『北東アジアにおける法治の現状と課題』（成文堂）、P.117-139、2008、査読無

8. 高見澤磨「「新」発見の「故我妻榮氏寄贈」資料：(清末・中華民国期土地文書) 簡介」孝忠延夫・鈴木賢【編】『北東アジアにおける法治の現状と課題』(成文堂)、P.93-116、2008、査読無
9. 石井知章「中国の労働問題をめぐる〈和諧社会〉の現状と課題」世界の労働 58 巻 7 号、P.2-7、2008、査読無
10. 石井知章「天安門事件前後の政治過程と労働組合の役割」アジア法研究 54 巻、P.3-14、2008、査読有
11. 坂口一成「中国における刑事裁判の役割に関する一考察——権力にとって裁判とは何か」孝忠延夫・鈴木賢【編】『北東アジアにおける法治の現状と課題』成文堂、P.161-176、2008 年、査読無
12. 鈴木賢「中国における裁判の独立の実体と特徴的構造」社会体制と法 8 号、P.48-65、2007、査読有
13. 高見澤磨「将人際関係符号化的法与作為行為定量評価的法」張中秋編『中華法系国際学術検討会文集』(中国政法大学出版社) P.419-424、2007、査読無
14. 宇田川幸則「中華人民共和国における法曹養成制度改革のうごき」比較法研究 68 号、P.177-184、2007 年、査読無
15. 崔光日「論民法典草案產品責任規定的幾個問題」中日民商法研究 6 号、P.151-168、2007、査読無

[学会発表] (計 10 件)

1. 鈴木賢「法院与裁判所之間——中国法院的特殊角色分析」転型中国法律与社会国際学術研討会、2009 年 12 月 11 日、華東理工大学、中国・上海
2. 石井知章「中国労働組合法(工会法)の施行過程と現状の課題」現代中国法研究会第 18 回研究集会、2009 年 9 月 26 日、東京大学東洋文化研究所
3. 鈴木賢「アソシエーション法の比較研究——〈国家—社会—個人〉をつなぐ法のすがた」比較法学会第 70 回総会、2007 年 6 月 3 日、北海道大学

[図書] (計 5 件)

1. Masaharu Hishida, Kazuko Kojima, Tomoaki Ishii, Qiao Jian, *China's Trade Unions --- How Autonomous Are They?: A Survey of 1811 Enterprise Union Chairpersons (China Policy Series; 13)*, Routledge, pp.1-263, 2009
2. 坂口一成『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』(北海道大学出版会)、P.1-390、2009
3. 石井知章『K・A・ウィットフォーゲルの東洋的社会論』(社会評論社)、P.1-353、2008

4. 鈴木賢・崔光日・宇田川幸則・朱擘・坂口一成【訳】『中国物権法 条文と解説』(成文堂)、P.1-84、2007

[その他]

ホームページ等

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~suzuki/>

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

鈴木賢 (SUZUKI KEN)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：80226505

### (2)研究分担者

高見澤磨 (TAKAMIZAWA OSAMU)  
東京大学・東洋文化研究所・教授  
研究者番号：70212016

宇田川幸則 (UDAGAWA YUKINORI)  
名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・准教授  
研究者番号：80298835

崔光日 (CUI GUANGRI)  
尚美学園大学・総合政策学部・教授  
研究者番号：60360880

石井知章 (ISHII TOMOAKI)  
明治大学・商学部・准教授  
研究者番号：90350264

坂口一成 (SAKAGUCHI KAZUSHIGE)  
北海道大学・大学院法学研究科・助教  
研究者番号：10507156